

## 佐賀県高等学校体育連盟マスコットキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県高等学校体育連盟マスコットキャラクター「かちまる」(以下「かちまる」という。)のデザイン(以下「デザイン」という。)(別図)及びかちまるの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 「かちまる」は、佐賀県高等学校体育連盟(以下「連盟」という。)のイメージアップ、連盟に関わる諸事業のPR等を目的に使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、「かちまる」を使用できない。

- (1) 連盟の品位を傷つけ、又は連盟の正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 「かちまる」を本規程に定めるものに従って使用しない恐れのある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反する恐れのある場合
- (7) その他使用することが不相当と認められる場合

(使用申請の手続)

第3条 「かちまる」を使用する場合は、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用承認申請書(第1号様式)」を佐賀県高等学校体育連盟会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を受ける。また、承認を受けた内容について変更しようとする場合は、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用変更承認申請書(第3号様式)」を会長に提出し、承認を受ける。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、地方自治体、学校等が公共の用途で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道のために使用する場合
- (3) その他承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (3) デザインについては、基本デザイン(別図)を使用すること。その表情又は様態の一部の変更を希望する場合は、変更後のデザインを「かちまるデザイン・着ぐるみ使用承認申請書(第1号様式)」に添付し、会長の承認を受けること。
- (4) 使用後は、実績を確認できる写真、書類等を連盟に提出すること。
- (5) その他会長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承認)

第5条 会長は、第3条に規定する申請に基づき承認することが適当と認めるときは、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用承認書(第2号様式)」を申請者に交付する。また、承認した内容について変更を認めるときは、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用変更承認書(第4号様式)」を申請者に交付する。

(使用の不承認)

第6条 会長は、第2条の規定により申請を承認することが不相当と認めるときは、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用申請却下通知書(第5号様式)」により申請者に通知する。

(使用の取消)

第7条 会長は、「かちまる」の使用が第2条の規定に違反していると認めるとき、又は適当でないと判断したときは、「かちまるデザイン・着ぐるみ使用承認取消通知書(第6号様式)」により申請者に通知し、使用停止及び物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

2 使用の差し止め等に伴い必要となる経費については、使用者の負担とする。

(使用料)

第8条 デザイン及び着ぐるみの使用料は原則として無償とする。

(損害責任)

第9条 会長は、デザイン使用に係る物件、着ぐるみの使用によって生じた被害等について、一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第10条 着ぐるみを汚損した場合は、使用承認を受けた者の負担により、修補、クリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、会長が着ぐるみの修補又はクリーニング等を求めたときは、使用承認を受けた者はこれに従わなければならない。

(「かちまる」に関する権利)

第11条 かちまるに関する一切の権利は、連盟に属する。

(「かちまる」の取り扱い)

第12条 この規程に定めるもののほか、かちまるの取り扱いに必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 この規程にかかる事務は、連盟事務局が行う。

(補則)

附則 この規程は、平成25年3月5日から施行する。

(別図)

【基本デザイン】

